

福岡県工賃向上計画
(第4期)

福 岡 県

目 次

第 1 章	計画策定の基本的考え方		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	1
3	計画期間	1
4	対象事業所	2
第 2 章	工賃向上計画（第 3 期）の取組状況と工賃等の現状		
1	工賃向上計画（第 3 期）における主な取組状況	3
2	工賃等の現状	6
第 3 章	目標工賃		
1	目標工賃の設定	11
2	計画の進捗管理	11
第 4 章	具体的な方策		
1	共同受注の推進	12
2	経営力の強化	12
3	販路拡大・販売機会の提供	13
4	農福連携の推進	14
5	優先調達への推進	15
第 5 章	推進体制		
1	県の役割	16
2	市町村の役割	16
3	事業所の役割	16

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、「福岡県障がい者長期計画（第3期）」（以下、「長期計画」という。）を策定し、障がいのある人の収入水準向上に向けた取組をはじめ、自立や社会参加の支援等のための施策を推進しています。

この収入水準向上については、就労継続支援B型事業所等（以下、「事業所」という。）で働く障がいのある人を対象として、平成19年度から「工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）」を、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定するとともに、授産製品を広くPRするため、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを総称して「まごころ製品」と名付け、その販売促進を図るなど取組を進めてきました。

こうした取組の結果、工賃倍増5か年計画開始前の平成18年度に約11,700円であった工賃倍増計画対象施設（※）の平均工賃月額は、令和元年度には14,215円と上昇したところですが、障がいのある人が地域で自立した生活を送るには十分な水準ではありません。

このため、令和2年度を期限とした「福岡県工賃向上計画（第3期）」を引き継ぎ、また長期計画の実現に向けた具体的な行動計画として、新たに「福岡県工賃向上計画（第4期）」を策定し、県、市町村、産業界、事業所、関係団体が一体となって、障がいのある人の更なる工賃向上を目指すこととします。

※ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供する事業所及び通所・入所授産施設や小規模通所授産施設（雇用契約を締結する就労継続支援A型事業所及び福祉工場を除く。）

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、長期計画の実現に向けた具体的な行動計画として策定するものです。

また、計画策定に当たっては、国が定める「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（令和3年3月10日障発0310第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、県としての目標工賃や具体的な方策を定めます。

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

4 対象事業所

就労継続支援B型事業所を対象とします。

第2章 工賃向上計画(第3期)の取組状況及び工賃等の状況

1 工賃向上計画(第3期)における主な取組状況

(1) 認知度向上・販売機会の提供

① デパート催事場等での販売会の実施

福岡三越において、県内の「まごころ製品」が一同に会した「まごころ製品」大規模販売会を開催しました。

図表1 「まごころ製品」大規模販売会 実績

	第1回 (H25年度)	第2回 (H26年度)	第3回 (H27年度)	第4回 (H28年度)	第5回 (H29年度)	第6回 (H30年度)	第7回 (R1年度)
参加施設数	62施設	57施設	54施設	57施設	51施設	48施設	57施設
出店商品数	約700品目	約900品目	約1,200品目	約1,200品目	約1,200品目	約1,200品目	約1,300品目
	6万点	5万点	4万4千点	5万点	5万6千点	5万3千点	6万点
来場者数	16,011人	15,503人	11,225人	15,447人	16,139人	13,501人	14,785人
売上額	1,198万円	1,309万円	1,059万円	1,163万円	1,227万円	1,197万円	1,404万円

② 県庁舎、総合庁舎での販売会等の実施

県庁地下1階に常設で「まごころ製品」を販売する「まごころ製品ショップ」を開設するとともに、県庁1階ロビーで「まごころ製品」の常設展示を行い、PRを行いました。

また、各総合庁舎では、定期的に「まごころ製品」販売会を開催しました。

障害者週間には、県議会棟や県庁ロビー、各総合庁舎で販売会を開催しました。

図表2 県庁舎等での販売会実績

単位:万円

販売会名	H30年度	R1年度	R2年度
夏の販売会 (県庁ロビー)	109	136	147
障害者週間 販売会 (県庁ロビー、県議会棟、各総合庁舎)	216	232	293
定期販売会 (各総合庁舎)	364	231	251

③ 芋焼酎「自立」の販売促進

県と事業所が共同開発した芋焼酎「自立」について、県職員向けの

斡旋販売やアンテナレストラン「福扇華」での提供、ふるさと納税の返礼品に用いるなど、販売促進に取り組みました。

(2) 販路拡大

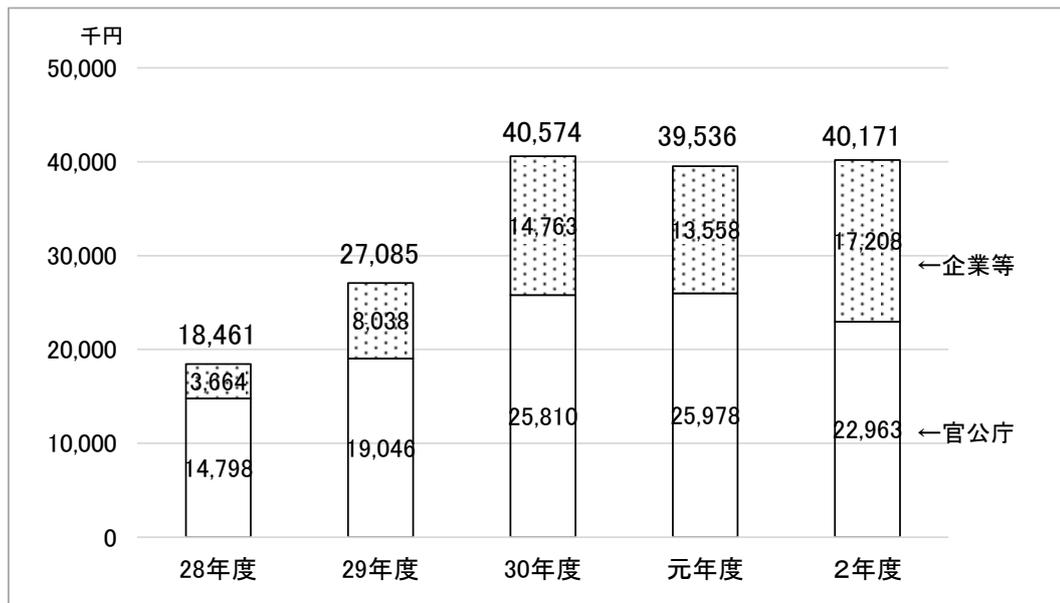
① 「まごころ製品」デスクの設置

共同受注(※)のワンストップ窓口である「まごころ製品デスク」の取扱高は順調に増加しました。

また、共同受注を一層推進するため、JA福岡中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福祉団体等が参画する福岡県共同受注推進協議会を設置し、共同受注の拡大に向けた取組を進めました。共同受注推進協議会の取組により、農業者と事業所とのマッチングが成立しています。

(※) 共同受注：複数の事業所が連携することで、大口の受注に対応できるなど、供給の円滑化に資する取組

図表3 共同受注窓口の受注金額の推移



② 各種研修会等の実施

平均工賃月額が全国平均を下回る事業所に対し、経営管理や商品・サービス価値向上の専門家を派遣するアドバイザー派遣事業を実施しました。

また、特定非営利活動法人セルプセンター福岡が実施する工賃向上にかかる研修に対し、補助を行いました。

③ 障がい者応援まごころ企業の認定

「まごころ製品」の調達促進を図るため、「まごころ製品」を1年間

に10万円以上購入した企業を「障がい者応援まごころ企業」に認定しました。(令和2年度 97社)

(3) 農福連携の促進

① 農業大学校、JA及び農家での農業体験

農福連携に取り組む意向のある事業所に対し、農業大学校で農業体験の機会を提供するとともに、農家等での就農体験の機会を提供しました。

図表4 農業体験の参加施設数等

項目	H30年度	R1年度	R2年度
開催日数	8日	8日	5日
延べ参加者数	89名	45名	34名
延べ参加施設数	27施設	22施設	15施設

② 専門家派遣

農業に取り組む事業所に対し、農業技術や農産物加工、販路開拓の専門家を派遣しました。

③ 農福連携マルシェの開催

農業に取り組む事業所がつくる農産物や農産加工品を販売する農福連携マルシェを開催しました。

④ 情報提供等

共同受注を一層推進するため、JA福岡中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福祉団体等が参画する福岡県共同受注推進協議会を設置し、共同受注の拡大に向けた取組を進めました。共同受注推進協議会の取組により、農業者と障がい者施設とのマッチングが成立しています。(再掲)

(4) 「まごころ製品」の情報発信

「まごころ製品」のオンライン販売を促進するため、クレジットカード決済機能等各種決済機能を付加し、ウェブサイト「まごころ製品ショップ」をリニューアルしました。

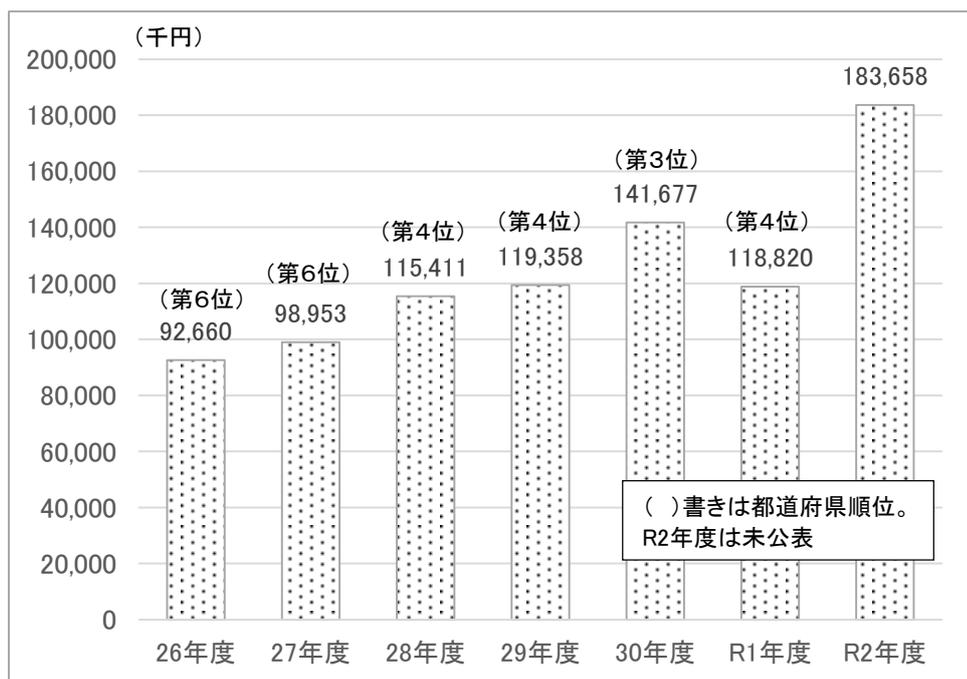
同サイトでは、個人の方が「まごころ製品」を購入できるほか、企業向けに事業所が提供できる役務・サービスを紹介するとともに、事業所

向けには、販売会情報や共同受注窓口で取扱中の仕事情報等を発信するようにしました。

(5) 障害者優先調達推進法施行に伴う発注促進に向けた取組

福岡県優先調達推進本部のもと、毎年度、「障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達の推進を図る方針」を策定し、全庁挙げて優先調達を推進しました。

図表5 優先調達実績の推移



2 工賃等の現状

(1) 工賃等の推移

平均工賃月額は、次の計算式により、求められます。

$$\text{平均工賃月額} = \frac{\text{工賃支払総額}}{\text{工賃支払対象延べ人数}}$$

令和元年度の実績を平成18年度(「工賃倍増5か年計画」策定前)、平成29年度(「工賃向上計画(第3期)」策定前)とそれぞれ比較すると、図表6のとおり、施設数及び工賃支払対象延べ人数ともに増加しており、福祉的就労の場は拡大しています。

また、工賃支払総額についても、1,665,123千円(対平成18年度比210.4%増、対平成29年度比19.7%増)と増加しており、障がいのある

人の収入総額は増加しています。

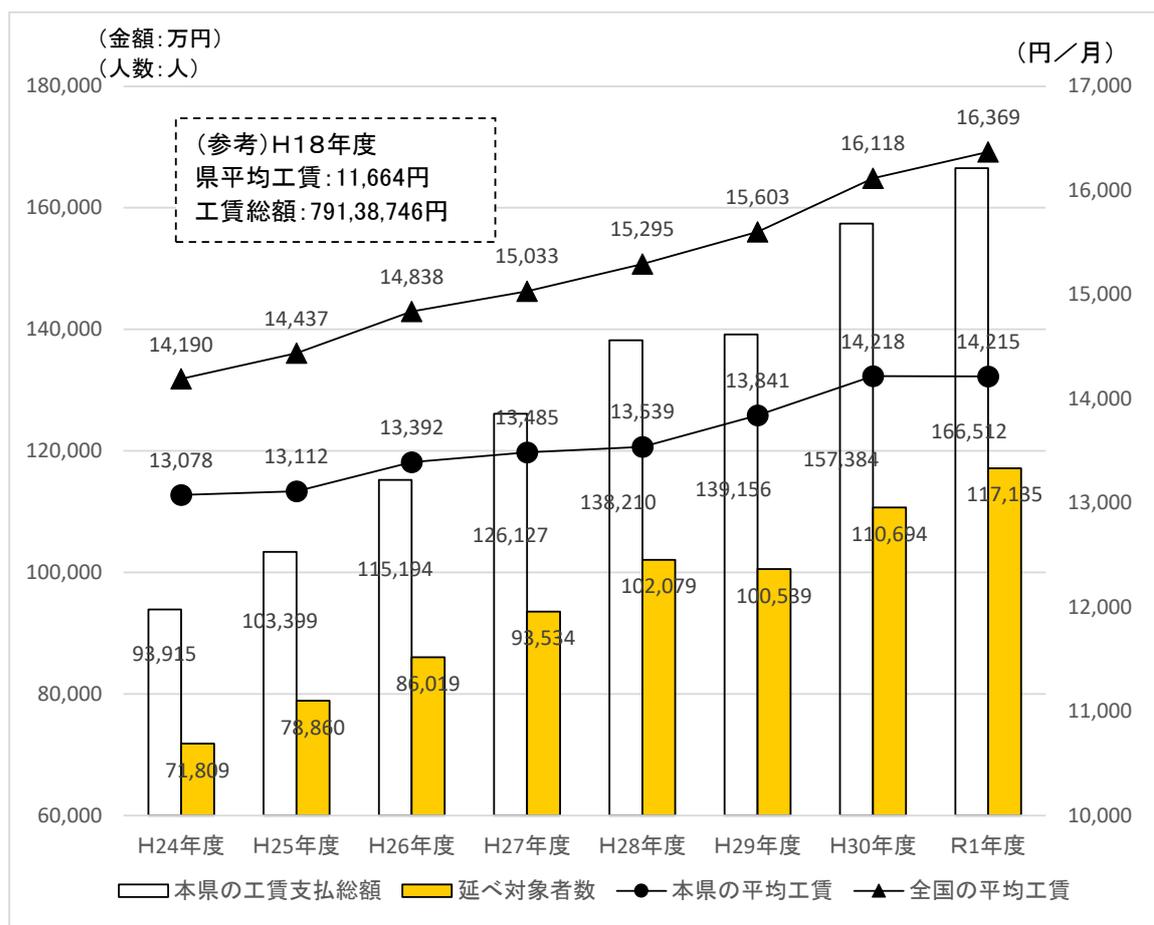
一方、図表7のとおり、平均工賃月額はやや増加しているものの、延べ対象者数の増加に対し工賃支払総額の伸びが十分ではないことから、本県の平均工賃月額は全国平均を下回る水準となっています。障がいのある人の経済的な自立の実現の観点からも、現状の工賃は決して十分とはいえません。

図表6 各計画策定時点における指標の比較

	H18年度	H29年度	R1年度	H18年度比		H29年度比	
施設数 (箇所)	193	464	503	310	160.6%	39	8.4%
工賃支払対象延べ人数 (人)	67,850	100,539	117,135	49,285	72.6%	16,596	16.5%
工賃支払総額 (円)	791,398,746	1,391,557,260	1,665,122,838	873,724,092	110.4%	273,565,578	19.7%
平均工賃月額 (円)	11,664	13,841	14,215	2,551	21.9%	374	2.7%

※各年度の工賃実績報告から集計

図表7 平均工賃月額及び工賃総額、延べ対象者数の推移



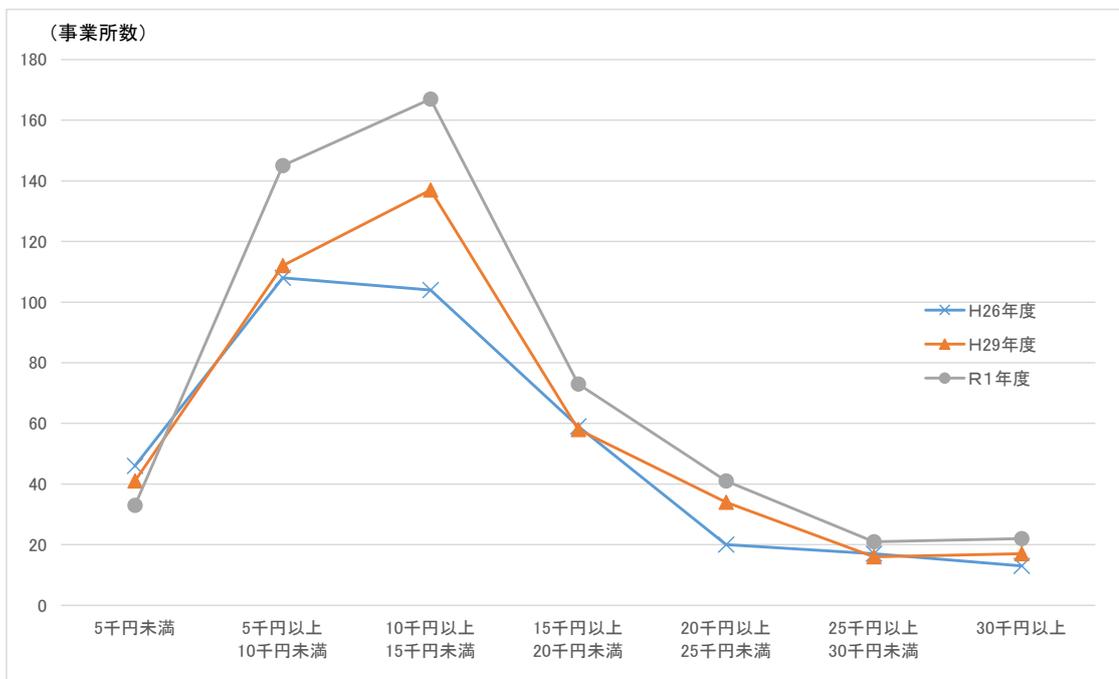
(2) 平均工賃月額別の事業所数の分布推移

平成26年度、平成29年度、令和元年度における平均工賃月額別の事業所分布状況は図表8のとおりです。

平成26年度から令和元年度にかけて、「5千円以上10千円未満」及び「10千円以上15千円未満」の事業所数が大きく増加している一方、「15千円以上20千円未満」及び「20千円以上25千円未満」は微増、「25千円以上」はほとんど変化がありません。前述した図表6のとおり、事業所数は年々増加していますが、平均工賃月額が低い事業所の増加が顕著となっています。

平均工賃月額を上げていくためには、「5千円以上10千円未満」及び「10千円以上15千円未満」の事業所に対し、適切な支援を行うことが必要です。

図表8 平均工賃月額別の事業所分布の推移

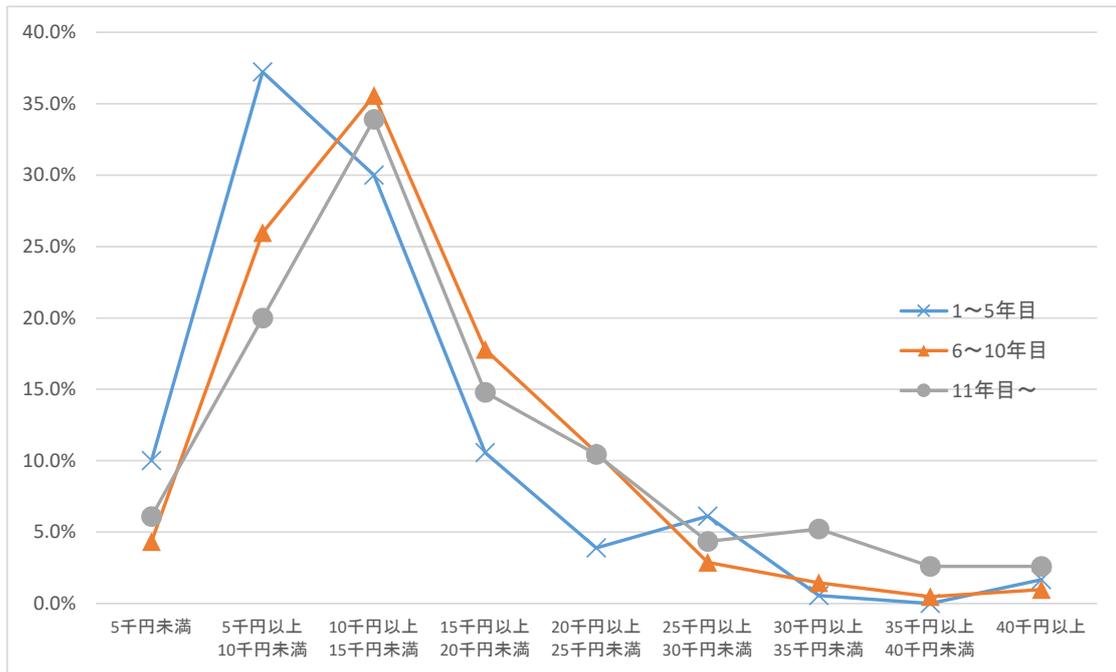


(3) 開所年数別の状況

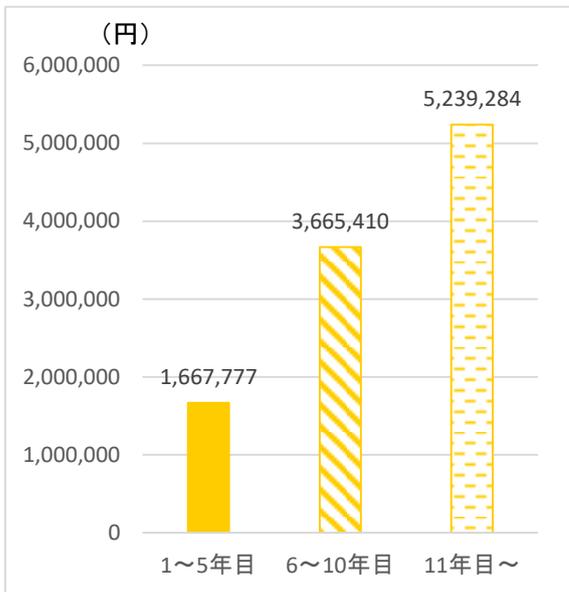
図表9のとおり、開所後間もない1~5年目の事業所は、6年目以降の事業所に比べて、工賃が低い事業所の割合が高くなっています。

また、工賃支払額や延べ対象者数も、開所年数に応じて高くなる傾向にあります。(図表10及び図表11)

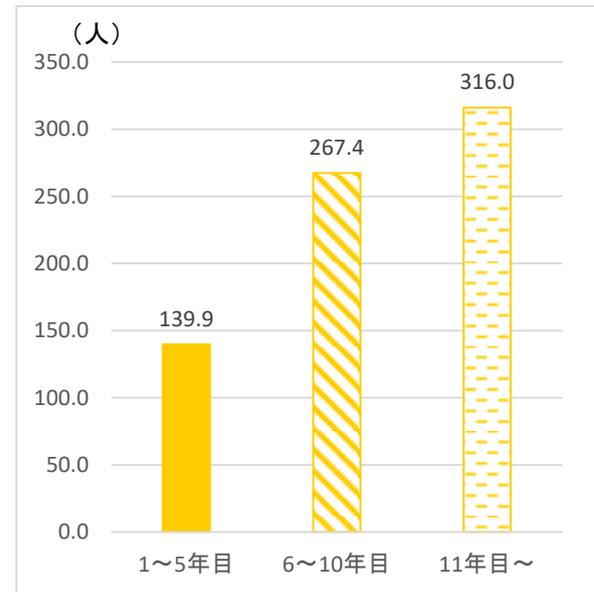
図表 9 開所年数別の工賃区分別事業所割合



図表 10
事業所当たりの工賃支払額



図表 11
事業所当たりの延べ対象者数



(4) 生産活動の状況

事業所の生産活動の内容をみると、事業所自らが製造等を行う自主事業（オリジナル商品の製造・販売や自営農業など）に比べ、企業や農業者等から作業を請け負ったり、受託したりする事業所の割合が高くなっています。（図表 12）

生産活動のうち、農福連携に取り組む事業所は着実に増加しています

が、農福連携に取り組む事業所では、「職員の配置や農業技術を持った職員の確保」(25.3%)、「作業量の安定的な確保」(17.3%)に課題を抱えています。(図表 13)

こうした従来の作業状況に加えて、新型コロナウイルス感染症対策が長引く中、対面販売の機会減少や企業からの発注減少など企業活動や社会環境が変化しており、事業所においても生産活動の転換等を検討し、障がいのある人の働く場の確保に努めていく必要があります。

図表 12 事業所の生産活動の状況

	回答事業所数	割合
自主事業	343	34.9%
請負・受託等	641	65.1%

※R1年度工賃実績報告から集計。複数回答可。

図表 13 農福連携の主な課題

内 容	割合
職員の配置や農業技術を持った職員の確保	25.3%
作業量の安定的な確保	17.3%
農業技術の取得	12.0%

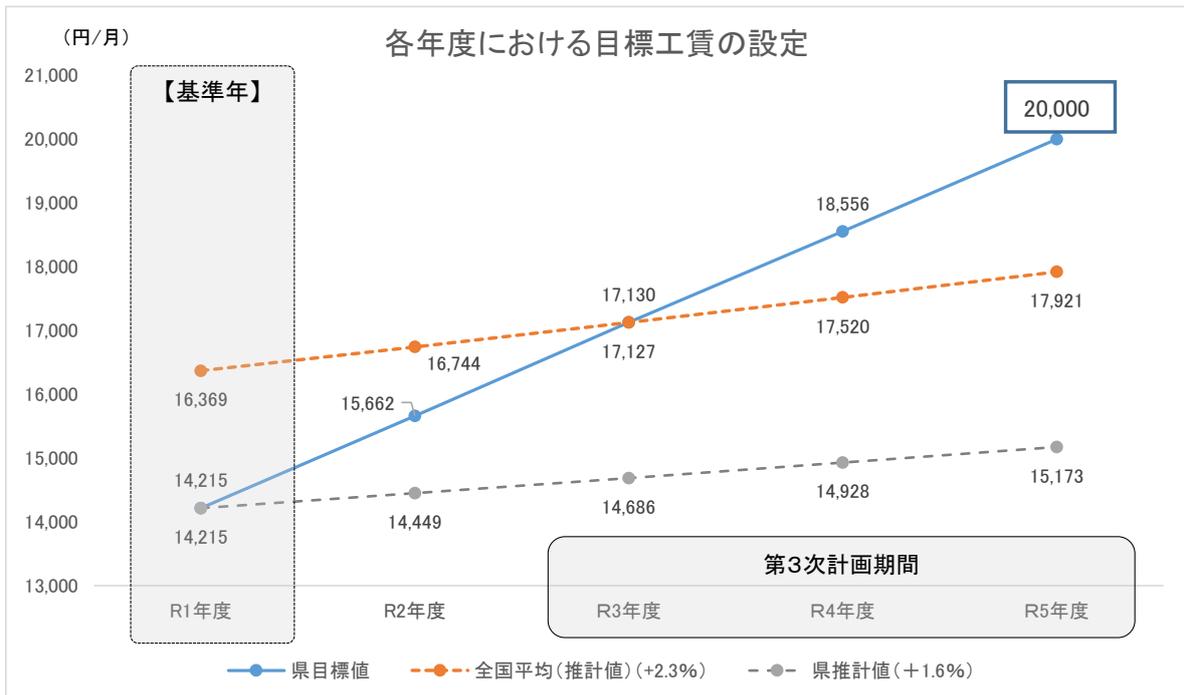
※R1年度工賃実績報告から集計

第3章 目標工賃

1 目標工賃の設定

本県の工賃向上計画では、これまで県平均工賃月額が全国平均以上を達成することを目標に取り組んできました。

全国平均も伸び悩みが見える中、障がいのある人の自立を達成するため、令和5年度に県平均20,000円を達成することを目標に取り組みを進めます。



2 計画の進捗管理

令和5年度までの各年度において、本計画の達成状況の把握を行います。

第4章 具体的な方策

福岡県障がい者福祉計画（第5期）に基づき、就労継続支援（A型、B型）事業所を整備することにより、障がいのある人の働く場の確保を進めるとともに、障がいのある人の収入水準向上を図るため、次の事業に取り組みます。

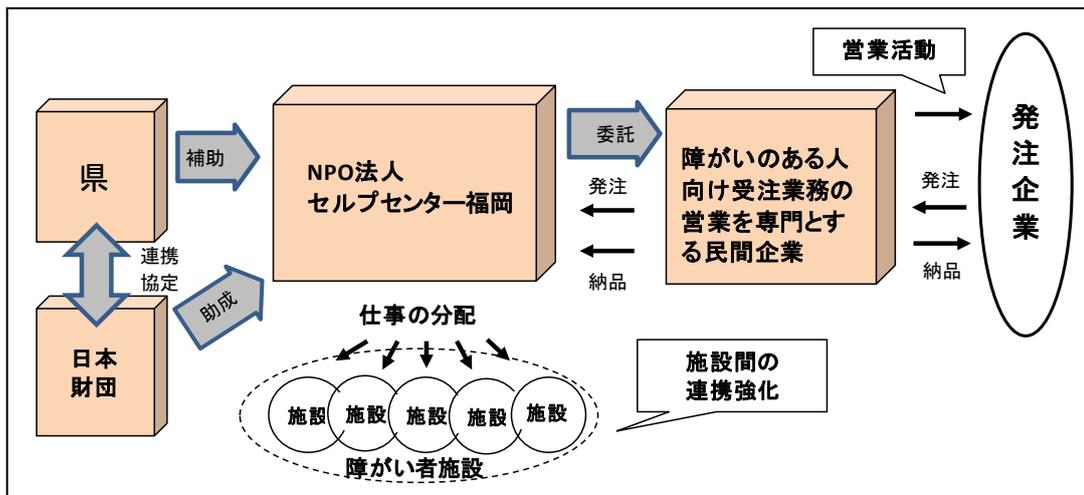
なお、事業の実施に際しては、各年度における予算の定めるところにより実施します。

1 共同受注の推進

(1) 共同受注窓口の活性化

障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業の活動により、共同受注窓口（まごころ製品デスク）の活性化を図ります。

連携協定に基づく事業スキーム



(2) 福岡県共同受注推進協議会の運営

J A福岡中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福祉団体が参画する福岡県共同受注推進協議会を運営し、企業や農業者から事業所への発注拡大に向けた課題を検討するとともに、農福連携コーディネーターによるマッチング支援など対応策に取り組みます。

2 経営力の強化

(1) 指定権者による工賃向上に向けた指導

政令市、中核市と連携し、工賃の低い事業所に対する工賃向上事業所指導に取り組みます。

- (2) 専門家派遣
事業所に対し、経営管理や商品・サービス価値向上の専門家を派遣します。
- (3) 各種研修会等の実施
経営や販売に関する研修会や優良事例を紹介する研修会等を実施し、事業所の管理者や職員の意識向上を図ります。

3 販路機会の提供及び認知度向上

- (1) 県庁舎等での販売機会の提供等
県庁地下1階に「まごころ製品ショップ」を設置し、「まごころ製品」の販売を行います。また、県庁1階ロビーにおいて「まごころ製品」の展示を行うなど県民の皆さんに「まごころ製品」を広くPRするとともに、「まごころ製品」の販売機会を提供するため、県庁舎、県総合庁舎及び合同庁舎、県議会棟での販売会を継続して実施します。
- (2) オンライン販売の促進
多様な販売機会を確保するため、ウェブサイト「まごころ製品ショップ」を通じたオンライン販売の促進に取り組みます。
- (3) 県イベントでの販売機会の提供
県が実施する各種イベントに参加する県民の皆さんに「まごころ製品」をPRするとともに、事業所に対し「まごころ製品」の販売機会を提供するため、関係各部と連携のうえ、イベントへの出店機会を提供します。
- (4) 包括連携協定締結企業との協力
県と企業が締結する包括連携協定等に基づき、従業員への「まごころ製品」の販売や企業が持つ販売網の活用など、販売機会の拡大に取り組みます。
- (5) 「まごころ製品」ロゴマークの活用
「まごころ製品」ロゴマークをホームページで公開し、活用を促すことで、ロゴマークを用いた「まごころ製品」のPRに取り組みます。

ウェブサイト「まごころ製品ショップ」 「まごころ製品」ロゴマーク



4 農福連携の推進

(1) 福岡県共同受注推進協議会の運営

J A福岡中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福祉団体が参画する福岡県共同受注推進協議会を運営し、企業や農業者から事業所への発注拡大に向けた課題を検討するとともに、農福連携コーディネーターによるマッチング支援など対応策に取り組みます。(再掲)

(2) 農業人材の確保

県立の農業大学校、農業高校と連携し、学生・生徒に対して農福連携の取組をPRすることで、事業所における農業技術を持った人材の確保に努めます。

(3) 農業大学校、J A及び農家での農作業体験

事業所に農作業を理解してもらうため、農業大学校での農業体験や農家等での実習を行います。

(4) 芋焼酎「自立」の販売促進

ラベル等のデザインを刷新するとともに、各種広報媒体を活用して知名度の向上を図り、販売促進に取り組みます。

(5) 専門家派遣

事業所における農作業・加工に係る知識や技術の習得を支援するため、農業技術等の専門家を派遣します。

(6) 農福連携マルシェの開催

事業所で作られた農産物、農産加工品の認知度向上のため、農福連携マルシェを開催します。

農福連携マルシェ（写真は令和2年度開催分）



5 優先調達の推進

県庁内に優先調達推進本部を設置し、全庁挙げて事業所からの調達推進に取り組めます。また、県内市町村における障がい者施設からの調達の促進を図ります。

第5章 推進体制

1 県の役割

県は策定した工賃向上計画に基づき施策を展開するとともに、事業所における「工賃向上計画」の作成や推進を積極的に支援します。

また、各障がい者施設が工賃向上に向けた取組を円滑に進めることができるよう、市町村や関係機関との連携を深めます。

2 市町村の役割

地域で障がいのある人を支える仕組みを構築することが重要であり、地域自立支援協議会等を活用し、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援します。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設からの調達の推進を図ります。

3 障がい者施設の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があって初めて実現が可能となるものです。

各事業所は、具体的な方法と目標、年次計画を定めた「工賃向上計画」を作成し、その実現に向けて、管理者のリーダーシップのもと、施設の職員と一丸となり、利用者、その家族及び地域とも連携しながら、工賃向上に向けた取組を進めます。